

横須賀市報

第 1890 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	15345
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	15346
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇地縁による団体の認可の告示事項の変更について……………	15347
◇地縁による団体の認可の告示事項の変更について……………	〃
◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について……………	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	15348
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15349
公 告	
◇軽自動車税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃

◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	15350
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃

上下水道局告示

◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	15351
◇指定下水道工事店の所在地の変更について……………	〃

選挙管理委員会告示

◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について……………	〃
---------------------------------------	---

土地開発公社公告

◇令和5年度横須賀市土地開発公社事業報告について……………	〃
◇令和5年度横須賀市土地開発公社決算について……………	15352

告 示

横須賀市告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和6年6月25日

横須賀市長 上地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年6月1日	ミントケアサポート横須賀	横須賀市日の出町3丁目12番地小柴ビル1F	訪問介護	川崎市麻生区上麻生五丁目6番16号 株式会社m i n tメディカル 代表取締役 今 枝 由以子
同	ミント訪問看護ステーション	横須賀市日の出町3丁目12番地小柴ビル1F	訪問看護	川崎市麻生区上麻生五丁目6番16号 株式会社m i n tメディカル 代表取締役 今 枝 由以子
同	デイサービスセンターサンライフ三春町	横須賀市三春町6丁目85番地39	通所介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和6年6月25日

横須賀市長 上地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和6年6月1日	花物語はまゆう三春町	横須賀市三春町6丁目85番地39	認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和6年6月25日

横須賀市長 上地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 6 月 1 日	ミント訪問看護ステーション	横須賀市日の出町 3 丁目 12番地小柴ビル 1 F	介護予防訪問看護	川崎市麻生区上麻生五丁目 6 番16号 株式会社m i n t メディカル 代表取締役 今 枝 由以子

横須賀市告示第 137 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 5 月31日	デイサービス サンライフ三春町	横須賀市三春町 6 丁目85 番地39	地域密着型通所介護	川崎市宮前区鷺沼三丁目16番地66 株式会社サンライフ 代表取締役 鈴 木 一 彦
同	グループホーム サンライフ三春町	横須賀市三春町 6 丁目85 番地39	認知症対応型共同生活介護	川崎市宮前区鷺沼三丁目16番地66 株式会社サンライフ 代表取締役 鈴 木 一 彦

横須賀市告示第 138 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の12第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス

事業者として指定しました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 6 月 1 日	花物語はまゆう三春町	横須賀市三春町 6 丁目85 番地39	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたち台 5 番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 139 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の15第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 5 月31日	グループホーム サンライフ三春町	横須賀市三春町 6 丁目85 番地39	介護予防認知症対応型共同生活介護	川崎市宮前区鷺沼三丁目16番地66 株式会社サンライフ 代表取締役 鈴 木 一 彦

横須賀市告示第 140 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 6 月 1 日	ウェルビーチャレンジ 横須賀中央センター	横須賀市小川町14番地 1 ニッセイ横須賀センター ビル 2 階	自立訓練（生活訓練）	東京都中央区銀座二丁目 3 番 6 号 ウェルビー株式会社 代表取締役 大 田 誠

横須賀市告示第 141 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 5 月14日	ヨッピーの家	横須賀市馬堀町 3 丁目15 番15号	短期入所	東京都大田区中馬込一丁目 1 番15号 株式会社 I B Y 代表取締役 中 西 勇 太

令和 6 年 5 月31日	海風ヘルパーセンター	横須賀市馬堀町 2 丁目17 番33号	行動援護	横須賀市馬堀町二丁目17番33号 社会福祉法人海風会 理事長 馬 淵 圭 包
------------------	------------	------------------------	------	--

横須賀市告示第 142 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の 名称	区 域	
	変 更 前	変 更 後
金栄町内会	衣笠栄町 3 丁目、衣笠栄町 4 丁目 1 番地から 3 番地まで、4 番地 1、4 番地 4 から 4 番地 8 まで、4 番地12から 4 番地17まで、4 番地47、4 番地 107、4 番地 170、4 番地 186、4 番地 188 から 4 番地 194 まで、4 番地 215 から 4 番地 218 まで、4 番地 224 から 4 番地 234 まで、4 番地 237、4 番地 238、4 番地 242、4 番地 247、4 番地 248、4 番地 252 から 4 番地 254 まで、17番地 2 の一部及び17番地 3 から17番地 7 まで、金谷 2 丁目 2 番から 4 番まで及び11番、金谷 3 丁目 4 番及び 5 番並びに汐見台 1 丁目35番地 2 の区域	衣笠栄町 3 丁目（61番地 5、61番地10、62番地72、78番地18、78番地22、78番地23、78番地25から78番地27まで、87番地 1、87番地 2、87番地13、87番地33、87番地34、87番地38、87番地68から87番地70 まで及び87番地73を除く。）、衣笠栄町 4 丁目 1 番地から 3 番地まで、4 番地 1、4 番地 3 から 4 番地 8 まで、4 番地12から 4 番地15 まで、4 番地17、4 番地 169、4 番地 170、4 番地 186、4 番地 242、4 番地 252 から 4 番地 254 まで、5 番地 1 から 5 番地 3 まで、5 番地14から 5 番地59 まで、5 番地63から 5 番地65まで、5 番地68 から 5 番地72まで、5 番地74から 5 番地83 まで、5 番地89、5 番地 94、5 番地97、5 番地 100、5 番地 102 から 5 番地 115 まで、6 番地、8 番地、9 番地、10番地 1 から10番地 6 まで、10番地13から10 番地15まで、13番地 1、13番地 2、14番地 4 から14番地 6 まで、14番地 8 から14番地10まで、16番地、17番地 2 から 17番地 7 まで、18番地 から29番地まで、30番地 1、30番地 2、30番地 4、30番地 5、30番地 7、30番地 8、30番地13から30番地28まで、30番地30から30番地33 まで、30番地35、30番地40から30番地42まで、31番地 1、31番地 7 及び31番地19、金谷 2 丁目 2 番から 4 番まで及び11番並びに金谷 3 丁目 4 番から 6 番までの区域

横須賀市告示第 143 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
浜見台 2 丁目自治会	小 野 健 一 横須賀市浜見台 2 丁目 9 番 3 号	寺 川 佳 孝 横須賀市浜見台 2 丁目 8 番 6 号
吉倉町内会	安 藤 隆 正 横須賀市吉倉町 1 丁目10番地	千 田 実 横須賀市吉倉町 1 丁目 105 番地
東佐野町会	上 蘭 朋 司 横須賀市富士見町 3 丁目10番地	石 倉 貴 横須賀市富士見町 3 丁目45番地 7 クリオ 横須賀中央伍番館 405
金栄町内会	石 田 敏 夫 横須賀市金谷 3 丁目 4 番12号衣笠ハイッ 703	窪 田 満 横須賀市衣笠栄町 4 丁目25番地
池上町会	岩 崎 壽 治 横須賀市池上 5 丁目 7 番 8 号	岩 波 努 横須賀市池上 5 丁目 10番10号
小原台町内会	千 葉 登志雄 横須賀市小原台24番 2 号	齊 藤 達 也 横須賀市小原台32番 2 号
東浦賀一丁目町内会	赤 穂 正 明 横須賀市東浦賀 1 丁目14番 1 号	伊勢田 克 巳 横須賀市東浦賀 1 丁目21番11号
一騎塚町内会	高 見 茂 横須賀市林 1 丁目 7 番 2 号	中 村 導 孝 横須賀市林 1 丁目 4 番 6 号

横須賀市告示第 144 号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第 4 条第 4 項の規定により、令和 4 年横須賀市告示第57号（健康増進センターの利用料金の額の承認について）に係る健康増進センターの利用料金について、令和 6 年 7 月15日の中学生以下の利用者及び当該利用者に同伴する者（当該利用者の直系尊族（事実上これらと同様の関係にある者を含む。）に限り、当該利用者 1 人につき 2 人を限度とする。）の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第 2 条に掲げる施設（健康増進部門に限る。）
- 利用料金の額
無料

横須賀市告示第 145 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の14の規定により、次に掲げる指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更

した旨の届出がありました。
令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

変 更 年月日	名 称		所 在 地
	新	旧	
令和 6 年 6 月 1 日	アイン薬局 米が浜 2 号店	オリーブ薬局 米が浜店	横須賀市米が浜通 1 丁目17番地10

横須賀市告示第 146 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の 名称又は 種類	広告物 等の数量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
---------------------	-------------	--------------------	------------	------------

はり札等	9	浦賀 1 丁目、浦上台 3 丁目、鴨居 1 丁目及び久里浜 4 丁目地内	令和 6 年 5 月 1 日から同月 31 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	1	坂本町 1 丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 147 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 6 年 5 月 1 日から 同月 31 日まで	台 61	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	6	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	35	12	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	8	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	42	2	鷹取 1 丁目、浦郷町 5 丁目、船越町 6 丁目、田浦町 1 丁目・ 4 丁目、安針台、西逸見町 2 丁目、汐入町 2 丁目、本町 2 丁目、大滝町 1 丁目、若松町 2 丁目、小矢部 1 丁目、森崎 4 丁目、浦賀 6 丁目、佐原 2 丁目、久里浜 2 丁目・ 7 丁目、長井 1 丁目・ 3 丁目、御幸浜、太田和 1 丁目及び長坂 2 丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第 1 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	横須賀駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	横須賀駅第 2 自転車等駐車場	同
同	2	0	汐入駅第 2 自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

同	1	0	北久里浜駅第 2 自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第 3 自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第 148 号
道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年 6 月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
1,282	旧	平作 5 丁目1701番の 8 地先から 平作 5 丁目1697番の 5 地先まで	メートル 1.8～ 2.9	メートル 41.1
	新	平作 5 丁目1701番の 8 地先から 平作 5 丁目1626番の 1 地先まで	1.8～ 2.0	6.9
2,261	旧	二葉 1 丁目2374番地先から 鴨居 1 丁目2371番地先及び2375番の 1 地先まで	1.8～ 1.9	77.8
	新	二葉 1 丁目2374番地先から 二葉 1 丁目2373番の 3 地先及び鴨居 1 丁目2375番の 6 地先まで	1.8 ～ 7.0	47.7
2,321	旧	二葉 1 丁目2300番の 2 地先から 鴨居 1 丁目 101 番地先まで	3.7～ 3.8	10.8
	新	二葉 1 丁目2427番地先から 鴨居 1 丁目 101 番地先まで	3.7～ 5.3	26.4
2,615	旧	野比 1 丁目 613 番の 1 地先から野比 1 丁目 564 番の58地先まで 及び野比 1 丁目 685 番の 1 地先から野比 1 丁目 687 番の 4 地先まで	14.1～21.7	32.3
	新	野比 1 丁目 613 番の10地先から野比 1 丁目 564 番の58地先まで 及び野比 1 丁目 685 番の 8 地先から野比 1 丁目 687 番の 4 地先まで	10.7～17.9	32.5

公 告

横須賀市公告第 106 号 (令和 6 年 6 月14日
掲 示 済)
下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	全期分

(別紙略)

横須賀市公告 107 号 (令和 6 年 6 月14日
掲 示 済)
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法

(昭和25年法律第 226 号) 第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	介護保険料納入 通知書	1 月分の納期限は、令和 6 年 7 月 1 日に変更する。
令和 6 年度		5 月分の納期限は、令和 6 年 7 月 1 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 108 号 (令和 6 年 6 月14日
掲 示 済)
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 5 年度	介 護 保 険 料	1 月 分	令和 6 年 2 月29日
			令和 6 年 3 月29日
		3 月 分	令和 6 年 4 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 109 号 (令和 6 年 6 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料 決定通知書	3 月分及び 4 月分の納期限は、 令和 6 年 7 月 1 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 110 号 (令和 6 年 6 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第 111 号 (令和 6 年 6 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 5 年度	国民健康保険料	11 月 分	令和 5 年12月28日
		12 月 分	令和 6 年 1 月31日
		1 月 分	令和 6 年 2 月29日
		2 月 分	令和 6 年 3 月29日
		3 月 分	令和 6 年 4 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 112 号 (令和 6 年 6 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関す

る法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 6 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 5 年度	後期高齢者医療 保険料	3 月 分	令和 6 年 4 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 113 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	43－27
横浜 横須賀	43－36

横須賀市公告第 114 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 126 番 1 及び 127 番 1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 5 丁目17番 2 号
原 田 靖 久
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂 3 丁目 7 番25号
佐 藤 麗 子

記の 2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目1990番及び1992番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目13番10号
沼 田 洋 介
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目14番 7 号
嘉 山 達 也

記の 3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3769番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 5 番39号
肥 田 ナヲ子
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 8 番11号
山 崎 充 代

記の 4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3516番 2 及び長井 6 丁目3481番 1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 7 番17号
三 富 和 浩
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 5 丁目33番26号
飯 山 アイ子

- 記の 5
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 3 丁目 159 番 1 及び林 4 丁目1154番
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号
岩 沢 清
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市追浜町 2 丁目70番地
徳 間 寿 子
- 記の 6
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂 4 丁目 910 番 1、912 番 1、914 番 1 及び
915 番 1
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 3 丁目23番14号
長谷川 昭 雄
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷4445番地
梶 谷 輝 和
- 記の 7
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢 6 丁目4492番
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢 6 丁目30番12号

- 仲 野 晶 子
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市久里浜 5 丁目13番24号
鈴 木 トミ子
- 記の 8
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢 6 丁目5023番
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢 6 丁目30番12号
仲 野 晶 子
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長沢 6 丁目41番21号
大 古 守

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第22号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和 6 年 6 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
656	株式会社ウエダ設備	上 田 隆 一	横浜市緑区鴨居三丁目43番 3 号	令和 6 年 6 月 3 日	令和11年 6 月 2 日

横須賀市上下水道局告示第23号
令和 6 年横須賀市上下水道局告示第14号により指定した指定
下水道工事店株式会社ライフは、次のとおり所在地を変更しま

した。
令和 6 年 6 月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 259	株式会社ライフ	岩 本 聖 二	横浜市旭区都岡町28番地24	横浜市旭区笹野台四丁目65番 16号

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 5 号 (令和 6 年 6 月 3 日
掲 示 済)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条
第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律
第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有
する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80
条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条
第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並び
に市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第
15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次
のとおりです。
令和 6 年 6 月 3 日
横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

- 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数 6,569人
- 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 109,477人
- 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 54,739人

土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第 3 号
令和 5 年度横須賀市土地開発公社事業報告は、5 月28日理事
会において認定の議決を経ました。
その要領は次のとおりです。
令和 6 年 6 月25日
横須賀市土地開発公社
理事長 島 内 太 郎
令和 5 年度横須賀市土地開発公社事業報告書
本年度は保有土地の管理等の事業を行った。これらの事業実
績及び運営状況は、次のとおりである。

1 事業実績		
(1) 用地管理事業		
用 地 名	面 積	取 得 年 度
佐 原 地 区 文 教 施 設 建 設 用 地	10,000.31 ㎡	平成16年度

(2) 用地賃貸事業

用 地 名	面 積	賃 貸 開 始 年 度
馬 堀 海 岸 地 区 賃 貸 用 地	12,682.09 ^{m²}	平成22年度

(3) 土地保有状況

ア 公有用地（佐原地区文教施設建設用地）

区 分	面 積	金 額
期 首 残 高	10,000.31 ^{m²}	507,050,035 ^円
当 期 増 減 高	0	△5,950,767
期 末 残 高	10,000.31	501,099,268

イ 賃貸用地（馬堀海岸地区賃貸用地）

区 分	面 積	金 額
期 首 残 高	12,682.09 ^{m²}	1,860,940,296 ^円
当 期 増 減 高	0	0
期 末 残 高	12,682.09	1,860,940,296

2 決算収支

区 分	金 額
総 収 益	37,860,548 ^円
総 費 用	19,054,145
差 引 利 益	18,806,403

3 借入金

借 入 区 分	長 期 借 入 金	合 計
期 首 残 高	2,320,000,000 ^円	2,320,000,000 ^円
当 期 増 減 高	0	0
期 末 残 高	2,320,000,000	2,320,000,000

4 業務の運営

(1) 会 議

理事会

第 1 回 令和 5 年 5 月25日

令和 4 年度事業報告及
び決算

第 2 回 令和 6 年 2 月 6 日

令和 6 年度事業計画及
び予算

(2) 人 事

ア 役員数

7 人

理 事

6 人

監 事 1 人

イ 職員数 6 人

（令和 6 年 3 月末現在）

横須賀市土地開発公社公告第 4 号

令和 5 年度横須賀市土地開発公社決算は、5 月28日理事会に
おいて認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和 6 年 6 月25日

横須賀市土地開発公社
理事長 島 内 太 郎

横須賀市土地開発公社

損 益 計 算 書

（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで）

（単位 円）

1 事 業 収 益

(1) 土地造成事業収益

37,800,000

37,800,000

事業総利益

37,800,000

2 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費

7,217,125

7,217,125

事業利益

30,582,875

3 事業外収益

(1) 受 取 利 息

1,548

(2) 雑 収 益

59,000

60,548

4 事業外費用

(1) 支 払 利 息

10,737,020

(2) 手 数 料

1,100,000

11,837,020

経 常 利 益

18,806,403

当期純利益

18,806,403

横須賀市土地開発公社

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 3 月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 流 動 資 産		
(1) 現 金 及 び 預 金	122,054,609	
(2) 公 有 用 地	501,099,268	
流 動 資 産 合 計		623,153,877
2 固 定 資 産		
(1) 投資その他の資産		
賃貸事業の用に供する土地	1,860,940,296	
固 定 資 産 合 計		1,860,940,296
資 産 合 計		2,484,094,173

負 債 の 部

1 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	94,185	
(2) 前 受 金	4,285,483	
流 動 負 債 合 計		4,379,668
2 固 定 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	2,320,000,000	
(2) 受 入 保 証 金	37,800,000	
固 定 負 債 合 計		2,357,800,000
負 債 合 計		2,362,179,668

資 本 の 部

1 資 本 金		
(1) 基 本 財 産	10,000,000	
資 本 金 合 計		10,000,000
2 準 備 金		
(1) 前 期 繰 越 準 備 金	93,108,102	
(2) 当 期 純 利 益	18,806,403	
準 備 金 合 計		111,914,505
資 本 合 計		121,914,505
負 債 資 本 合 計		2,484,094,173

注記事項

(重要な会計方針)

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 公有用地 … 個別法による原価法を採用しています。
- 2 固定資産の減価償却の方法
- 無形固定資産 … 定額法を採用しています。
- 3 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理 … 税込方式によっています。

(貸借対照表の注記)

- 1 長期借入金については、横須賀市の債務保証を受けています。